

四日市市選管告示第5号

四日市市公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月2日

四日市市選挙管理委員会

委員長 市橋 愛爾

四日市市公職選挙執行規程の一部を改正する規程

四日市市公職選挙執行規程（平成22年四日市市選管告示第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）、漁業法（昭和24年法律第267号）及び桜財産区管理会条例（昭和30年四日市市条例第8号）の規定により委員会が処理することとされている選挙事務について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(縦覧の場所)</p> <p>第3条 法第23条第1項（漁業法第94条で準用する場合を含む。）及び法第30条の7第1項の規定により、縦覧の場所を次のとおり指定する。</p> <p>四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 選挙管理委員会事務局</p> <p>(その他の措置)</p> <p>第62条 この規程に定めるもののほか、公職選挙法、土地改良法、漁業法及び桜財産区管理会条例の規定により委員会が処理することとされている選挙事務に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）、漁業法（昭和24年法律第267号）、<u>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）</u>及び桜財産区管理会条例（昭和30年四日市市条例第8号）の規定により委員会が処理することとされている選挙事務について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(縦覧の場所)</p> <p>第3条 法第23条第1項（漁業法第94条及び<u>農業委員会等に関する法律第11条</u>で準用する場合を含む。）及び法第30条の7第1項の規定により、縦覧の場所を次のとおり指定する。</p> <p>四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 選挙管理委員会事務局</p> <p>(その他の措置)</p> <p>第62条 この規程に定めるもののほか、公職選挙法、土地改良法、漁業法、<u>農業委員会等に関する法律</u>及び桜財産区管理会条例の規定により委員会が処理することとされている選挙事務に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成27年9月4日から適用する。

(選挙管理委員会事務局)